

令和 7 年 4 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 7 年 4 月 15 日	午後 3 時 05 分
	閉 会	令和 7 年 4 月 15 日	午後 4 時 07 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 安 岡 委 員

藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

山 下 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

南 総 務 企 画 課 長

浅 野 教 職 員 企 画 課 長

水 口 高 校 改 革 推 進 室 長

三 矢 学 校 教 育 課 長

井 上 保 健 体 育 課 長

田 中 社 会 教 育 課 長

石 崎 文 化 財 保 護 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

瀬 津 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

中 村 総 務 企 画 課 主 事

4 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

3月分の臨時会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項【臨時代理議決の報告】

ア 第19号議案 会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る教育長の代理議決について

【南総務企画課長の報告】

会計年度任用職員の報酬は、常勤職員の給料表の号給の額に基づき決定している。

令和6年度給与改定について、常勤職員の給料表に基づき支給する会計年度任用職員の給与についても令和6年4月1日から遡及適用する旨を規定しているところであるが、いわゆる「給与制度のアップデート」を内容とする職員の給与等に関する条例が改正され、令和7年4月1日から新たな給料表に基づき報酬額を支給することとなり、遡及適用に係る規定が不要となるため削除するものである。

本来であれば、規則の改正については、教育委員会で議決するものであるが、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の議決日（3月19日）から教育委員会規則を公布、施行するまでの間に暇がないことから、教育長の臨時代理議決により対応することとした。

【質疑応答】

なし

イ 第20号議案 京都府文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【石崎文化財保護課長の報告】

「京都府文化財保護条例の一部を改正する条例」が令和7年2月京都府議会定例会において可決されたことに伴い、「京都府文化財保護条例施行規則」について改正を行うものである。

公開承認施設での府指定文化財公開について、事後の届出を可能とするため様式を新たに追加したものである。

【質疑応答】

なし

- ウ 第21号議案 京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- エ 第22号議案 府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

【浅野教職員企画課長の報告】（ウ～エを一括）

第21号議案「京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を説明する。

令和6年の人事委員会勧告を受け、給与制度のアップデートのため、令和7年2月府議会において「職員の給与等に関する条例等の一部改正案」が提出され、可決・成立しているところである。この改正において関連する、京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例（府が負担する市町村立学校の教員の給与事務の一部等を市町村が処理することについて定めている条例）が改正されたことに伴い、この条例の施行に関して必要な事項を定めている京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の規定整備を行うため同規則の一部改正をするもの。

次に、第22号議案「府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」を説明する。

給与制度のアップデートのため、一般職の職員については、職員の給与等に関する条例等の一部改正案が可決・成立したが、技能労務職員の給与については、条例の適用を受けず、教育委員会規則で定められていることから、一般職の職員と同様の改正を行うため、教育委員会規則の一部改正をするものである。

また、大規模災害等に関する作業に従事したときに支給される特殊勤務手当の一つである災害応急作業等手当について、一般職の職員については、職員の特殊勤務手当に関する規則（人事委員会規則）が改正されたところであり、当該手当についても、技能労務職員については、教育委員会規則で定められていることから、一般職の職員と同様の改正を行うため、教育委員会規則の一部改正をするものである。

教育委員会規則の改正については、本来であれば、教育委員会で議決いただくものであるが、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の議決日（令和7年3月19日）等から速やかに改正する必要があるため、教育委員会規則を公布するまでの間に暇のないことから、教育長の臨時代理議決により対応させていただいた。

【質疑応答】

なし

- エ 報告「令和6年度公立学校教員勤務実態調査」等の結果報告

【浅野教職員企画課長】

令和6年度の「公立学校教員勤務実態調査」については、心身の状況や働きがいについても調査した。

京都市立学校を除く府内の公立学校の校長及び教員の約1割を無作為に抽出、

1 週間の出退勤時間等や働きがい・働きやすさの指標の調査を実施したものである。

調査結果については、令和 5 年度の調査との比較という形でまとめており、一週間当たりの在校等時間については、全校種合わせた教員の週当たり学内勤務時間数は、週 55 時間 55 分となり、5 年度と比較して、1 時間 21 分の減少となった。

また、校種においての差はあるが、縮減傾向にはある。

しかし、推進計画指標の時間外在校等時間は月 45 時間で、週当たりの在校等時間がおおむね 50 時間（週 38 時間 45 分勤務をベース）を目標としているが、実態とは差があり、まだまだ課題が大きいと認識している。

時間外在校等時間が月 80 時間を超える教員の割合については、全校種において減少しているが、ゼロにするといった推進計画の指標は達成出来ておらず、課題は多いと考えている。

働きやすさ・働きがいについては、心理的ストレス反応を示す K6 と、働きがいの指標である UWES についても調査を行ったが、K6 の結果は、全校種においては数値が下がる、すなわち向上している一方で、UWES については、全校種で数値が下がる、すなわち低下しているという結果であった。

一日当たりの勤務時間に関しては、どの校種も 5 年度にくらべ、中高で増加している傾向にある。また 1 週間の勤務時間で見ると減少傾向にあり、主に土日に 1 時間から 1.5 時間程度減少している。

1 週間当たりの勤務時間が 60 時間以上、1 か月の時間外勤務に換算すると 80 時間以上となると、いわゆる過労死ラインになるが、まだ一部散見されており、中、高に偏っている。そこはゼロを目指して取り組む必要がある。

全体を総じてみると、在校等時間が縮減し、心理的ストレス反応も良化した半面、UWES つまり働きがいという労働意欲が低下しているのは、一部の世代に多く見られるものの、あらゆる年代でも低下傾向にあることから、子どもに向き合う業務について高い働きがいを感じる教員が多いことを踏まえ、こうした業務に意欲的に取り組める環境整備が重要であると考ええる。

【質疑応答】

○ 藤本委員

働きやすさはよくなっているけど、働きがいが低下しているというねじれが生じるのは問題である。教職員の生徒と向かい合う時間の確保と、事務仕事等の合理化を目指す必要があるのではないかな。

○ 浅野教職員企画課長

今回のアンケート調査は、紙ベースにて実施した。今後は、専門的分野のスタッフを現場に入れる等により、課題を見つけ分析し改善に努める。

○ 鈴鹿委員

働きがいの減少は、非常に気になる。社会では、入社 1 年目の離職が話題になっているが、教職員ではどうであろうか。今後は、この結果を踏まえて修正点に注目していきたい。

○ 安田委員

やりがいの低下の問題については、個々が持つポテンシャルや性格等が影響することもある。現場と個々を守るためにも、そういったやりがいを感じていない職員に対する個々のケアも必要だと考える。

○ 浅野教職員企画課長

可能な範囲で把握に努め、勤務時間を削減する取組みを推進する。

○ 藤本委員

これまでも、様々な改革に取り組んできたが、これ以上の勤務時間削減は厳しいのではないか。人員が足りていないこと等も含め、国に対して教育委員会から声を上げるべきだと思う。

○ 前川教育長

今後、さらに分析を行い、府として出来ること、国に提案することを整理して、前向きに取り組む。

(4) 議決事項

ア 第 23 号議案 教職員免許に関する規則の一部改正について

【三矢学校教育課長】

改正の理由は、刑法等の一部が改正されたことに伴い、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることから、京都府教育委員会において所要の規定整備を行うもの。

改正等の内容は、各申請書に記載の文言を「禁錮」から「拘禁刑」に修正するものであり、施行日は令和 7 年 6 月 1 日を予定している。

【質疑応答】

なし

[原案どおり可決]

イ 第 24 号議案 京都府公立高等学校の新しい入学者選別制度に係る基本方針について

【水口高校改革推進室長】

入学者選抜制度の見直しについて、現行の選抜制度と大きく異なる部分もあることから、基本的な方針を御議決いただいた上で、引き続き詳細な検討を進めていきたいという趣旨である。

①受検機会を、現行制度で実施している前期・中期・後期の 3 回の選抜のうち、前期及び中期を一本化し、「前期選抜（仮称）」と「後期選抜（仮称）」の 2 回の受検機会を設ける。

②選抜日程は、「前期選抜（仮称）」の検査日は 2 月中下旬とし、原則、連続する 2 日間で検査を実施する。なお、本検査当日、体調不良等やむを得ない理由によって欠席した場合でも、追検査までの期間を 1 週間程度設けるなど、中学生が安心して受検に臨めるよう、適切な日程を設ける。

③「前期選抜（仮称）」の実施方法は、各高校の特色に応じた検査項目・配点により、多面的に評価し選抜を行う「独自枠（仮称）」と、共通の検査項目・配点により評価し選抜を行う「共通枠（仮称）」の 2 つの枠を設ける。なお、今後は、中学生の負担軽減や多様な評価の推進の観点等を考慮し、検査日の順番や検査教科

数、検査項目のあり方をはじめ、報告書を用いない選抜方法についても検討を進める。

④複数校志願は、「独自枠（仮称）」と「共通枠（仮称）」を両方志願可能とすることや「共通枠（仮称）」の中で、複数校志願を可能とする。

なお、現行制度からの円滑な移行を図るため、「独自枠（仮称）」は1校1学科等、「共通枠（仮称）」は最大3校3学科等の志願を可能とし、両方志願することで最大4校4学科等を志願可能とする。

実施時期は、令和9年度入学者選抜（現在の中学校2年生が対象）から実施するもの。

令和9年度入学者選抜の詳細については、「令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項」で後日定める。

【質疑応答】

○ 小畑委員

国の高校無償化の流れの中、公立と私立との関係性が変わる可能性がある。

公立は公教育としての責任があると思うが、そういった観点から制度見直しのポイントを伺いたい。

○ 水口高校改革推進室長

中学生や保護者に対して分かり易い入試制度とすることや複数校志願などのセーフティネットを用意することは重要と考える。

○ 前川教育長

公教育として、セーフティネットを用意することは重要である。手厚い制度の要望もあり最大で4校4学科等志願できることとするが、手厚くすればするほど分かりにくいという意見もある。将来的にこのままとは考えておらず、必要に応じてセーフティネットの在り方を検討していきたい。

ウ 第25号議案 教職員の分限処分について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

（京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号）

議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告